

# 経済政策の将来

—財政金融手段の改善—

高橋長太郎

## I 政策目標の変遷

経済政策の目標として、古くは完全雇用から最近の物価安定まで、多くの理想的なものが並べられ、それら相互の矛盾の無いことが形式的に調べられる。しかし、政策目標は固定したものではなく、経済の発展過程によって変容する。

わが国にとって明治以来つねに離れぬ目標は、何よりも国際収支の均衡である。ところが最近になってようやく国際収支の黒字基調が定着したと言われている。もしもわが国が国際収支の制約から解放されて、当分の間黒字基調が維持できるとすると、経済政策はひとつの新しい変換をなしうる局面を迎えたと言える。

経済政策は短期の景気調整と長期の成長政策とを主要な手段とするが、いままでは国際収支の赤字をおそれて、つねに景気調整が先行し、かつて本格的な成長政策を、さらに積極的な所得再分配を通じる資源配分を実施できなかったからである。

1930年代の大不況の時期に失業対策として完全雇用が最高の目標であるとされ、いまなおその重要さを全く失ったわけではない。けれども、完全雇用とは人的・物的資源の完全利用状態を意味する。戦時中はどこの国でも資源はほとんど動員し尽され、戦後復興の過程が続いて、先進諸国は完全雇用に近迫している。ところが、そのような人的・物的資源の完全に利用し尽された場合、当然に供給能力は停滞する。そこに新しく需要が発生すれば、超過需要——その結果として物価上昇は免がれない。

そこで最近では、ある程度の失業はむしろ容認すべきと考えられている。正確に言えば、完全な資源利用は必ずしも理想ではなく、むしろ最低限の遊休能力を保有する状態がかえって望ましいと

考えられるようになった。そこで完全雇用以後の物価安定が新しく問題となる。

注意すべきは物価安定が特に目標となるのは、経済成長率の比較的到低い国であることである。戦後のヨーロッパ諸国、ことにイギリスのように、成長率の低い国で、なおかつ小売物価指数が上昇する傾向が生じたので、これは従来の超過需要だけでは説明できぬから、賃金上昇が物価を押し上げる(コスト・プッシュ)という解釈が出てくるわけで、低い成長率という事実がその根底にある。

もともと物価安定がとくに目標となるのは、あくまでも所得の実質価値が維持できなくなるときであって、そのときはじめてGNPデフレーターとしての物価指数(その構成比と変化率)が問題となるべきである。

以上のように完全雇用と物価安定という2つの目標は両立しえない可能性があり、経済成長率の低い場合には特にそうである。ここに完全雇用に重点を置くイギリスやフランスと、物価安定に力点をかけるドイツやスウェーデンとの政策の差異がでてくるわけである。

だが経済成長と物価安定とは十分に両立しうる。成長率が高いために物価上昇をまねくというのは明らかに誤謬であって、物価抑制だけを唯一の政策目標として成長を抑制して故意に遊休能力を発生させるのは、経済的浪費にしか過ぎない。

ところで、外貨蓄積は通貨供給を増加させ、新しい物価上昇の要因となりうるが、このとき西ドイツの経験が示すように、従来の物価対策では不十分であるのみならず、むしろ危険なことに注意しなくてはならない。というのは、物価抑制のために金融引き締めを強行すれば、かえって外貨はいっそう増加して金融政策だけではこの物価と外貨の関係を切断することができない。そこに財政

政策との併用が必要となるのである。

経済の運営が資源の完全利用状態に近く、国際収支の黒字基調が定着すると予想されると、貿易・資本の自由化、関税引下げ等の措置の後に、財政・金融政策は一般的に言えば「黒字財政と金融緩和の併用」が基本動向となる。のみならず、この財政・金融政策の組合せが、国内均衡のためにも国際均衡のためにも必要となるので、この変化に対応するように従来の政策手段を改善しなければならない。

黒字財政と金融緩和の組合せが国内均衡のために必要となる理由は、金融緩和による成長政策だけでは超過需要を生じて物価上昇をまねき、逆に金融引き締めだけでは国際収支の黒字をいっそう増大させるから、これらを調整するためには財政黒字との組合せが必要となるのである。

金融手段として利子率操作のみに依るとすると、国内利子水準が国際利子水準よりも低ければ外貨は流出する(逆は逆)から、金融緩和によって成長促進を企てる時国際収支はこの資本収支を通じて赤字となる可能性がある。ところが外貨準備の蓄積は低金利政策をいっそう可能にするわけである。

けれども、国際間の資本移動が流動化するにつれて、ある国の景気調整のための金利操作は他国に対して逆効果を及ぼすため、景気調整のための金利操作は限界に達し、財政政策——黒字財政と併用しなければならなくなる。

したがって、国際収支黒字のもとで金融引き締め政策を行なうことは、外貨蓄積をいっそう増大させて国際協調の視点からみても好ましくない。

そこで金融政策もまた利子率操作だけでは充分でなく、従来よりも公開市場操作の活用が重点がおかれる。したがって、後に述べるように公開市場の整備と領域拡大のための措置が急がれる。

国内均衡と国際均衡との同時達成のために財政金融政策の併用の必要は、理論的に要約すれば次のようである。

完全雇用の近傍において国内物価上昇と国際収支黒字の並存する基調において、これに対する従来の R. Harrod 流の解決策は、国内では生産要

素報酬の切下げによる需要圧縮策と対外的には為替レート切上げである。西ドイツの政策はこれを示している。しかしこの対策——ことに変動為替制は国際信用の上から欠点がある。そこでなるべく為替調整によらない仕方が黒字財政と低金利政策の組み合わせなのである。

完全雇用状態における国内均衡だけを目標とするなら、財政・金融の併用の仕方は無数にあるが、金融緩和政策が強ければ強いほど財政黒字は大きくなり、逆に引き締め効果が強いほど財政赤字は拡大するという関係がある。

一般に R. M. Mundell 流に言えば[3]、経済成長率は財政黒字の正の関数であり、また成長率は利子率(通貨量)の負の関数だからである。

財政と金融との円滑な組合せのためには、財政金融政策の手段について改善すべき点を具体的に吟味する。紙幅の都合上、財政政策を主とするが、財政の指標として一般会計だけを例示したのは、景気調整の政策主体は中央政府だからである。

## II 政策手段の改善

財政と金融のそれぞれが有効需要あるいは国民総支出に及ぼす効果には差異がある。財政支出は、公共投資はもとより経常支出においても直接に有効需要に影響する。しかし金融は貸借関係を通じて使用資金量を変動させるだけで、支出に及ぼす効果は間接的である。この点はまた財政においても、租税政策の有効需要に及ぼす効果は間接的であり、例えば所得税減税は可処分所得を変化させるが、それが消費支出にどれだけ影響するかは消費関数に依存するからである。

財政収支の効果について計量的評価がようやく行われているが、およそ政策の有効性を尋ねるには、政策手段それ自体のもつ自動安定装置と自由裁量の領域とが明確になっていなければならない。

戦後財政・金融構造は激変した。ことに財政支出の構造は甚しい変容を示し、防衛費の激減とそれに代って社会保障と公共投資の拡大が著しい。また金融構造においても都市銀行の資力に比べて中小企業専門金融機関、生命保険、信託会社の抬頭があり、それによって中央銀行の統制領域が制

約されつつある。

財政収支において収入は主として租税だから、租税収入の自動安定作用によって民間が不況(貯蓄>投資+国際収支)のときに、財政は赤字(支出>収入)となり、民間が好況(投資>貯蓄)のときに、財政は黒字(収入>支出)となる。だから租税の所得伸縮性——景気感度が鋭敏である限り、経済成長の持続によって財政はつねに黒字基調にあって、そのときはじめて租税は国民にとって重い負担となるので、他方これを調和するために金融緩和を行なうわけである。

そこでわが国の租税収入の景気感度について、次に支出の下方硬直化——すなわち自由裁量の領域の制約について、それぞれの改善方法に立ち入らねばならない。

そこでまず、金融の政策手段の改善から述べる。国際収支の黒字基調の定着という環境変化に対応して金融政策の目標も手段もまた効果も著しく変容すると予想される。戦後の金融政策は低金利政策を推進して高度成長に大きく寄与するとともに、他方窓口規制等によるきびしい引き締めによって景気調整機能を果たした。しかし、国際収支黒字基調の条件のもとでは、国内超過需要による物価上昇を抑制するために金融引き締めを行なうことは、他方輸出超過を拡大するのみならず、引き締めに伴う金利上昇によって資本流入を増加させ、この傾向は国際協調を困難にする。さらに金融手段もまた以下のように変らざるをえない。

成長通貨の供給が主として中央銀行の貸し出しに依っていたのが、すでに昭和30~31年に実現したように新しく外貨準備による通貨供給が増大するので金利水準は低下し、金融機関の日銀依存度も企業の金融機関依存度も低下し、企業の流動性の増加につれて国内の有効需要対策としての金融政策の効果もまた低下する。それによって政策手段もまた、従来の金利操作のみでは充分でなく、むしろ公開市場操作と預金準備率操作との有機的な活用が必要となるのである。

以上のように金融政策を中心とする対策だけでは国際収支の黒字をいっそう拡大する傾向をもつので、財政政策との密接な併用が必要となるので

ある。すなわち基調としての「黒字財政・金融緩和」の併用である。

そのためには金融手段も急速に改善を要する。特に為替・資本取引の自由化の促進に伴って国内金融と国際金融との調和、財政の国債管理政策との調和のために預金準備率操作と公開市場操作の改善が必要となる。

第1に、外貨準備による成長通貨の供給の増加によるオーバーローンの解消に伴って、はじめて欧米諸国のような現金準備率操作が重要な手段となりうる。第2に公社債市場の積極的な育成によって公開市場操作の重要性が認識される。第3に、オーバーローンの解消に伴って金利が資金需給に対応して自由に変動するメカニズムを確立しうる。

わが国において戦後はじめて財政金融政策が併用されたのは、昭和39-40年不況期であったが、金融緩和の措置によって不況の運行を阻止しえなくなって、ようやく財政政策による補充が必要となり、公共投資を中心とする財政支出の拡大の後について国債発行に至ってその後の持続的成長の誘因となった。しかし、昭和42年の財政による景気調整措置は金融政策と同調する併用であった。

しかし国内均衡(潜在的供給と総需要の一致)と国際均衡の同時達成のためには、財政手段もまた機動的運用が必要となるが、後に立入るように特に急速な解決を要するのは財政支出の下方硬直化の改善である。

**税収の自動装置と定式伸縮性** 租税関数は政策変数——税率と各種控除等——を含み、この諸変数のいずれかの改定は租税収入に変化を起こし、課税所得は個人所得、法人所得そして消費支出の変動に応じて変化する[1]。税収の景気感度について後に立入るが、わが国の税収の伸縮性は諸外国に比べてはるかに鋭敏である。

このごろようやく高福祉には高負担という当然のことが認識されるようになったが、わが国は財政規模においても租税負担率においても先進諸国に比べてむしろ低位にある。

各国とも財政収支の増加率は経済成長率にほぼ比例している。

	成長率	支出増加率	租税増加率
日	15.3	15.9	16.4
米	6.0	6.3	5.1
英	6.0	8.1	6.5
独	9.2	7.6	7.8
仏	10.1	8.5	11.2

わが国の財政収支は不況の 39-40 年を含むのになお黒字基調(独仏も黒字基調だが、米英は赤字基調)である。

租税構造には自動的に景気を調整して経済を安定化する装置を内蔵している。この自動安定装置をさらに機動化しようとするのが定式伸縮制である[2]。そこで安定装置の機構についてわが国における各税種の場合を調査し、定式伸縮制援用の可否を考えよう。

財政収支の構造において、好況期には所得上昇に伴って租税は増加し、財政収支は自動的に黒字となり、また不況期には逆の作用によって財政収支は赤字となるので、それによって自動的に景気調整の機能を果たすのである。

租税収入の所得伸縮性(以下景気感度と呼ぶときがある)を定義すれば  $E = \frac{dT}{dY} \cdot \frac{Y}{T}$  である( $Y$ =国民所得,  $T$ =租税)。租税体系のうちこの所得伸縮性の高い税種目が中心を占めるほど租税収入は上昇する。

さらに租税を決定する要因は、個人所得税を例とすれば、(1)所得税( $T_p$ )の課税所得( $Y_b$ )に対する伸縮性  $(E_a = \frac{dT_p}{dY_b} \cdot \frac{Y_b}{T_p})$ , (2)課税所得の個人所得( $Y_p$ )に対する伸縮性  $(E_b = \frac{dY_b}{dY_p} \cdot \frac{Y_p}{Y_b})$ , (3)個人所得の国民所得( $Y$ )に対する伸縮性  $(E_c = \frac{dY_p}{dY} \cdot \frac{Y}{Y_p})$  に分解される。所得税の国民所得に対する伸縮性  $(E = \frac{dT_p}{dY} \cdot \frac{Y}{T_p})$  は  $E = E_a E_b E_c$  である。

第1の要因——個人所得の課税所得に対する伸縮性は法定税率構造すなわち税率の累進度に依存する。また、個人所得税の制度上の安定装置は源泉徴収の課税方式によって所得発生と課税とが1カ月後であることに依存している。申告制では租税と課税の間に1年間のタイム・ラグがある。このタイム・ラグが長いほど安定装置を弱める。第2の要因は主として控除(基礎・配偶者・扶養者控除等の人的控除)制度に依存する。第3の要因

は、個人への移転支出、法人税、物品税等主として所得税以外の要因に依存する。

法人税の場合には原則として比例税率が適用されているので租税の課税所得に対する伸縮性は1であり、この要因においては所得税の場合よりも劣っているが、法人税の安定化機能の中心は法人所得(利潤)自体の変動性——利潤所得が景気局面に対応して国民所得の変動以上に増減すること、すなわち法人所得の国民所得に対する伸縮性が1以上であることに依存している。

さらに法人税の制度上の安定装置は、課税の際に申告納税と中間申告制によって所得発生と課税の間のタイム・ラグが短く、しかも国税中に占める割合において、諸外国に比べて最高である。法人税の場合に、個人所得の諸控除に相当するのが設備の耐用年数短縮による特別償却制度であって、償却額を固定する限り課税所得の法人所得に関する伸縮性を高めて安定化機能を強めるが、逆に景気感度を鈍化させるのが法人税に関する特別措置である。

所得税、法人税そして間接税の景気感度は経済変動に対して鋭敏である。昭和 32-41 年間に於いて、所得税の感度は最高 4.61(33 年)から最低 1.54(41 年)に、法人税の場合は最高 2.43(32 年)から最低 0.26(40 年)に及び、所得分布の変動と密接に関連している。間接税においても 2.46(33 年)から 0.29(41 年)に及び景気変動との高い相関を示している。

しかし財政支出の国民総支出に占める割合は低下傾向にあるのに、他方所得税の景気感度もまた 38 年以降、また法人税の場合は 36 年以降低下傾向となったため、財政収支は 37 年ごろから黒字基調から赤字基調に転じ、最近になってようやく回復しつつある。

以下、所得税、法人税そして間接税それぞれについて立入ろう。

**所得税の景気感度** わが国の所得税の景気感度は過去 10 年の平均値 2.19 であって、諸外国(米 1.76, 英 1.64, 独 1.86, 仏 2.20)に比べて劣らない。

わが国の場合に感度が鋭敏な理由は、所得分布の均等化にもかかわらず税率構造が累進制である

こと、さらに所得把握率の高い給与所得等の源泉徴収制と申告制において予定納税と確定申告の間のタイム・ラグが短く、給与所得の確実な上昇を反映しているからである。所得税減税において課税最低限の引き上げは必ずしも景気感度を鈍化させないが、消費を刺激するにちがいない。

#### 税収の経済成長に対する伸縮性

年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	平均
経済成長率	13.3	2.8	16.1	20.0	20.3	9.7	16.7	15.6	9.7	16.9	14.0
所得税	2.38	4.61	1.61	2.22	2.41	3.44	1.86	2.06	2.40	1.54	2.19
法人税	2.43	—	1.61	2.35	1.40	1.37	0.67	0.89	0.26	1.22	1.24
間接税	0.65	2.46	0.96	0.97	1.02	0.96	0.99	0.74	0.29	0.93	0.90

#### 法人所得と法人税の変化率

年度	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
法人所得	35.0	49.8	△21.0	41.1	49.2	18.7	△4.7	131	8.1	△34.2	
法人税	38.1	32.3	△15.0	25.9	47.0	28.5	13.3	11.2	13.9	2.5	20.6

**法人所得と法人税** 法人所得の変動は大巾であって最近10年間の対前年増加率は最高42.6%(35年)から最低マイナス13.4%(33年)に及んで、税収の景気感度も景気とともに循環運動を示している。ことに33年、39年の減収は明らかに金融引締めの影響である。

法人税は比例税率を原則とするが、法人所得の変化が全く景気循環を反映し、上述のように課税の際に申告納税と中間申告制によって所得発生と課税の間のタイム・ラグが短く、しかも国税中に占める法人税の割合において諸外国に比べて高い。だが、法人税に関する特別措置は、単に公平基準からみても欠点があるのみならず、税収の伸縮性を弱めている。

**間接税の傾向** わが国の間接税体系は個別消費税制を採用し、酒やタバコのような嗜好品に対する従量税が大部分を占めるために景気感度は低い(酒税の感度0.8、タバコは0.4)。だが、物品税のうちには高級品に対する従価税を含んでいる(物品税の感度1.5、揮発油税1.1)ので景気変動と無関係ではない。しかし、自動車と石油に偏った目的税が付加されているために消費の高度化多様化を十分に反映していないのである。

物品税(消費税)の感度は課税物品に対する需要の弾力性に多く依存する。課税標準の割合が耐用財、非耐用財そしてサービスの順であるとき、耐用財の所得弾力性は高いから、その限りにおいて

物品税もまた安定化作用をもつ。

**直接税と間接税** 直接税の景気感度はいずれも1以上であるから、経済が高度成長を続ける限り、税収は直接税に集中する。

そこでしばしば所得税減税とともに租税体系を間接税へ移行することが望まれる。しかし注意すべきは、間接税に逆進的傾向がある限り、公平基準からは欠点がある。直接税は重く、間接税は軽いと想うのはおおむね錯覚にすぎない。

戦後シャープ勧告によってわが国の租税体系は多くの変革を加えられたが、勧告の基本精神は所得税や法人税のような景気感度の高い税種目を税体系の中心に置くならばいかなるインフレーションに対しても防波堤となりうるということであった。この精神にてらしても、将来の財政金融政策の動向から言っても、直接税から間接税への移行には慎重な考慮を要する。なお、法人税を付加価値税に代用すれば景気感度は激減する[2]。もともと付加価値税とは間接税としての売上税を改善したものに他ならないからである。

**定式伸縮制(Formula Flexibility)** OECDの実施した1955~65年度にわたる先進諸国(米、英、独、仏、伊、伯、瑞)の財政政策の実情に関する調査報告書(Fiscal Policy for a Balanced Economy)によれば、景気調整の有力な手段として裁量的な税率変更を勧告しているが、それは英・伯のような成長率の低い国に対するものでわが国にはそのまま妥当しない。上述のようにわが国の直接税のうち特に法人税は景気に対してきわめて伸縮的であってそれ自体すでに景気調整機能を内蔵している。のみならず、景気予測はなお未熟であって、政策決定のための確実な指標とはならない。いわゆる定式伸縮性の構想は興味ある研究課題だが、税率や控除と連動すべき景気指標の選択に困難がある。

むしろわが国の場合には、黒字財政を基調とする以上、景気調整のためには税率の変更よりも予備金を積極的に活用すべきであって、すなわち、好況のときに黒字を累積して不況に際してこれを流用する仕方を制度化すべきであろう。そして税制についても減税に際して税構造の変更によって

自動安定機能の低下を招来しないように配慮する必要がある。

### III 自動安定と自由裁量

租税収入は以上のように自動安定装置を内蔵しているのに、支出の内容は下方硬直化して機動性を縮小している。その要因は法律・制度・計画によって必然に増大する「当然増経費」が拡大して自由裁量——すなわち選択的意志決定の余地を制約しているからである。この当然増経費と称されるもののうちには、食管等の農政費、公務員給与、地方交付金等の他に、計画化にもとづく社会保障と公共投資関係の経費がある。

財政支出の構成  
(33年—43年平均, %)

	構成比	寄与率		構成比	寄与率
地方交付金	18.9	19.3	防 衛	8.1	6.1
公共事業費	18.9	19.5	食 管	3.6	5.5
社会 保 障	13.4	15.5	国 債	2.1	3.0
恩 給	3.9	3.3	そ の 他	17.6	15.9
文 教	12.6	11.8			

支出項目のうち将来も主流となると予想される社会保障と公共投資について特に問題点を指摘しよう。

社会保障については誤解が多い。一般会計に計上される社会保障費は保険料収入を除いた国庫負担が主である。公的扶助は全額国庫負担だが、社会保障は原則として保険料収入の範囲内で支出を調達すべきであって、そのためには支出に応じて保険料を引上げねばならない。ところが収入を超える支出を主として国庫負担に依存するという現行制度を改めない限り、この経費は増大し続けよう。昭和36年に国民皆保険と称して医療保険を全国民に拡大する措置がとられたため、その後上昇しつづけた医療関係費は社会保障費の半ばを占める。さらに厚生年金法改正によって今後は年金給付が急増すると予想される。

国庫負担すなわち一般税は大衆欲望を充たすための財源であって、特定被保険者に用いるのは甚しく不公平である。保険料引上げは被保険者全体の負担となるので、公平の見地から実際の利用者に費用の一部を負担させるのが受益者負担の意義である。これは社会保障のみならず公共投資にお

いても導入すべき方法である。国庫負担とは最低限の維持のためであって、それ以外には意味がない。ところが国庫負担の導入をもって社会保障の理念であるかのように想う錯覚が流行している。

福祉政策についても誤解が多い。いままでの経済政策が生産中心だったから、福祉政策が遅れたというのは明らかに誤謬である。経済成長なしには福祉基準は向上しないし、経済成長のためには投資が先行するのが当然であり、投資は生産のために行われるのだから生産が先行したために福祉が遅れたという風説は経済理論以前の虚妄に過ぎない。福祉政策は同時に投資計画であるという認識が充分でないからである。そして、所得再分配による福祉政策は国際収支の黒字基調という条件においてのみ推進しうるのである。

**公共投資と経済計画** 公共投資とは国民所得における政府固定資本形成に対応する概念である。だが、予算上公共事業と総称されるものは国土保全(治山・治水)と国土開発(道路, 港湾, 空港, 住宅等)を含み、一般会計のみならず財政投融资計画にも連関している。

公共事業費の一般会計に占める割合(30年以後10年平均17.9%)においても増加率(同じく10年平均15.3%)においても、諸外国に比べて著しく高いことは事実である。それにもかかわらず社会資本と称されるものの充実が要望されている。注意すべきは、その要求はほとんどすべて急激な都市化に随伴する現象だという認識が充分でない。

社会資本とは共同利用施設を意味すべきであって、必ずしも国のみのなすべきこと、あるいはなしうることはない。

公共投資の財源は一般税に拠るべきで、金融緩和の時期には国債発行となるべきだが、現状では特定財源(目的税)への依存が多い(40年36.6%, 44年37.0%)。

公共投資は一般会計および財政投融资計画を通じる事業だが、国と地方の負担割合が多く、その分担率は上昇傾向を示している。ことに国の分担率は65.4%(42年度)に及び、ここにも地方交付税交付金と同様に、国と地方との財源配分の適正化の問題が生じる。

社会保障と同じく、公共投資においても受益者負担の原則を導入すべきである。受益者負担について誤解の生じるのは、直接受益者が一部負担を不当のように思うことと、俗に開発利益と称してその不明確な概念を直接受益者以外の者へも適用しようとすることに起因する。

公共事業はおおむね長期計画にもとづいている。特定地域開発計画(21地域)、地域総合開発計画(8地域)、低開発工業開発地区(103区域)、工業整備(6地域)、新産業都市(15区域)開発計画等多数に達し、諸計画が重複し錯綜している。

それら計画の実施の結果は都市化の速度をいっそう早めるおそれがある。道路や住宅の不足はすべてこの都市化の結果である。しかし、住宅はたとえ低所得向けのもので一般税を財源とすべきではなく、財政投融资計画中の生活環境整備として行なうべきである。道路と自動車との悪循環の解決には道路使用を有料とする以外に有効な仕方はない。公共投資の将来の対象は、国のみのなしうる宇宙・海洋開発のための技術振興へ向うべきであろう。

財政支出の対象——資源配分について従来誤解が多い。もともと成長政策とは有効需要のみならず供給能力を促進する政策であるから、消費よりも投資へ資源配分をすることを意味する。福祉政策に関する誤解については上述したので、公共投資について物価問題と連関して指摘する。

経済成長率は有効需要の増加率と供給能力の増加率という2つの側面をもち、この需要と供給とが同じ速度で増加し続けるならば、物価は変動しないから、この需要供給の等速変動は物価安定にも通じるはずである。

他方、経済成長率は2つの要因から構成される。投資率(GNPに占める投資の割合)と資本の限界生産力とである。資本の限界生産力は全く技術進歩によってのみ上昇する。ところが投資率は、どれだけ現在の福祉を抑制して将来の福祉のために投資するかを選択に対応している。

わが国の戦後の成長率の甚しい変動は主として投資率の変動によるのだから、投資率の安定なしには成長率は安定しない。

投資を民間投資と政府投資に区別すれば、民間投資は変動が甚しいけれども、民間投資のうち特に設備投資は二重効果をもち、需要と供給とがほぼ並行して増加する。しかし政府投資については、その有効需要に与える乗数効果は明らかとしても、それが潜在的供給能力に与える影響は程度も期間も必ずしも明確でない。有効需要の測定に比べて、供給能力しかも潜在的供給能力の正確な計量はきわめてむずかしい。のみならず、有効需要を増減させる政策に比べて供給能力を増減させる仕方は必ずしも容易ではない。しかも、経済の安定成長のためには有効需要の変化に即応する供給能力の増減が必要である。したがって設備投資を抑制して公共投資を推進する政策は明らかに、物価安定と両立しない可能性がある。

財政支出の下方硬直化は、以上のような制度化、計画化に起因し、しかもその経済効果が明確でないものが多い。この部分の整理にこそPPBSによる効率判定が必要である。

経済計画の利点は将来の経済の進行経路を予測して政策運営に役立てることにあるが、その弊害は計画化に伴う予算の硬直化にある。その原因は多くの計画が目標年次の到達値を固定してそれまでの経路を機械的に年次化するところにある。目標の到達値は不確定な予測値にすぎない。計画を機動化するにはいわゆる「ころがし方式」によって、当年度分の予算を実行した後新しく目標値を予測すべきである。

経済のうちには多くの安定化要因を含んでいる。安定装置が完全なほどいかなる景気変動にも自動的に調整作用が作動するが、それだけでは経済は停滞をまぬがれない。経済運営を機動的に行うには自由裁量の余地が充分にならなければならないが、自由な選択だけでは経済は不安定をまぬがれない。安定装置と自由裁量との領域調整こそ、経済政策の主題というべきであろう。

公平と効率についてもまたそうである。公平基準だけでは経済は停滞する。他方、効率基準だけでは経済は発展するが動揺をまぬがれぬ。公平基準と効率基準とをいかに調和させるかについて、ことに中央・地方の財源配分に連関してようやく

研究が進行しつつある[4]。これは経済政策の注目すべき研究課題となるにちがいない。

文 献

- [1] E. T. Balopoulos, *Fiscal Policy Models of the British Economy*, 1967.
- [2] A. Ando and E. C. Brown(ed.), *Studies in Economic Stabilization*, 1968.
- [3] R. Mundell, *International Economics*, 1968.
- [4] M. C. McGuirie and H. A. Garn, "The Integration of Equity and Efficiency Criteria in Public Project Selection, *Economic Journal*, Dec., 1969.

投 稿 規 程

本誌は、1962年7月発行の第13巻3号で紙面の一部を研究者の自発的な投稿制による原稿のために割くことを公表いたしました。それ以来、かなりの数の研究者の投稿を経て今日にいたりました。ここに改めて本誌が投稿制を併用していることを明らかにし、投稿希望を募ります。投稿規程は次のとおりです。

1. 投稿は「論文」(400字詰30枚)「寄書」(400字詰20枚以内)の2種とします。
2. 投稿者は、原則として、日本学術会議選挙有権者と同資格以上のものに限りま。
3. 投稿の問題別範囲は、本研究所がその業務とする研究活動に密接な関係をもつ分野に限ります。本研究所の現存の研究部門は次のとおりです。

日本経済。アメリカ経済。ソ連経済。英国および英連邦経済。中国および東南アジア経済。国際経済機構。国民所得および再生産。統計学およびその応用。経済計測。学説史および経済史。比較経済体制。

4. 投稿原稿の採否は、編集部が委嘱する審査委員にもとづき編集部で決定させていただきます。原稿は採否にかかわらず御返しします。
5. 投稿原稿で採択ときまったものは、原則として原稿到着後9カ月ないし12カ月のあいだに誌上に掲載いたします。
6. 原稿の送り先は東京都国立市 一橋大学経済研究所「経済研究」編集部